

## 船橋市地域医療専門部会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、「船橋市健康危機管理対策委員会設置要綱」に基づき設置された船橋市地域医療専門部会（以下「専門部会」という。）について必要な事項を定める。

### (所掌事務)

第2条 専門部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域医療に関する情報の収集に関すること。
- (2) 地域医療施策について、専門的、学術的観点から知見の集積と対応策を検討すること。
- (3) その他、地域医療の整備に関して必要な事項。

### (組織)

第3条 専門部会は部会長及び委員をもって組織する。

- 2 部会長は、保健所長の職にある者をもって充てる。
- 3 副部会長は、部会長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員は、専門的知見を有する者（医療、福祉関係の専門職等）の中から、部会長が指名するものとする。
- 5 委員の数は、部会長含め22名以内とする。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 部会長は、必要に応じて委員を招集して専門部会を開き、議長となり意見や説明を求めることができる。

- 2 部会長が不在の時は、副部会長が議長代理を務める。

### (事務局)

第6条 専門部会の事務局は、保健所健康危機対策課に置く。

### (災害補償)

第7条 委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に必要な事項は部会長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

この要綱は、平成27年1月22日から施行する。

この要綱は、平成27年8月18日から施行する。

この要綱は、平成28年12月28日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。